

令和3年4月30日

住宅宿泊事業者 各位

新宿区健康部衛生課

**住宅宿泊事業法の届出住宅における利用者への注意喚起について（通知）**

本通知は、新宿区内で住宅宿泊事業の届出をされている方に送付しています。

届出住宅において、利用者が飲み会やパーティを開いて、夜中まで大騒ぎをしていると周辺住民から苦情が多く寄せられ、警察に通報される事案も生じています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発出される中、届出住宅での飲み会などによりクラスターが発生しないよう、一層の感染防止対策の徹底が求められています。

住宅宿泊事業者の皆様には、利用者に対して、改めて、周辺環境への配慮について注意喚起するとともに、施設内での感染防止対策の徹底をお願いいたします。

特に新型コロナウイルス感染症については、政府から「感染リスクが高まる「5つの場面」」が示されております。届出住宅がこのような場面とならないよう、利用者の方々への周知・徹底をお願いいたします。

**【感染リスクの高まる場面】**

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話

**【周知・徹底の実施例】**

- ① 予約時に利用されるの方々への感染防止対策の周知・確認の実施
- ② 施設内での注意喚起ポスターの掲示

**【ポスターリンク】**

- ・ [感染リスクが高まる「5つの場面」\(新型コロナウイルス感染症対策分科会\)](#)

※本通知により住宅宿泊事業者の皆様にご注意喚起したことに付きまして、ニュースリリース等を通じて区民の皆様にお知らせいたします。

なお、届出住宅で苦情等を受けた場合、住宅宿泊事業法第 17 条に基づき、事業者に対し、区が報告を求めることや届出住宅等に立ち入り検査を行うことがあります。

**【問合せ先】** 新宿区健康部衛生課環境衛生係  
新宿区新宿五丁目 18 番 21 号 区役所第二分庁舎 3 階  
電話 03(5273)3841